

小島健康保険組合からのお願い

2026年2月17日

小島健康保険組合

資格確認書の交付削減にご協力お願い申し上げます

マイナンバーカード本体、マイナンバーカードの電子証明書の更新は有効期限の3ヶ月前より可能です。

特に本体の更新においては発行までおおよそ**1ヶ月程度**かかります。

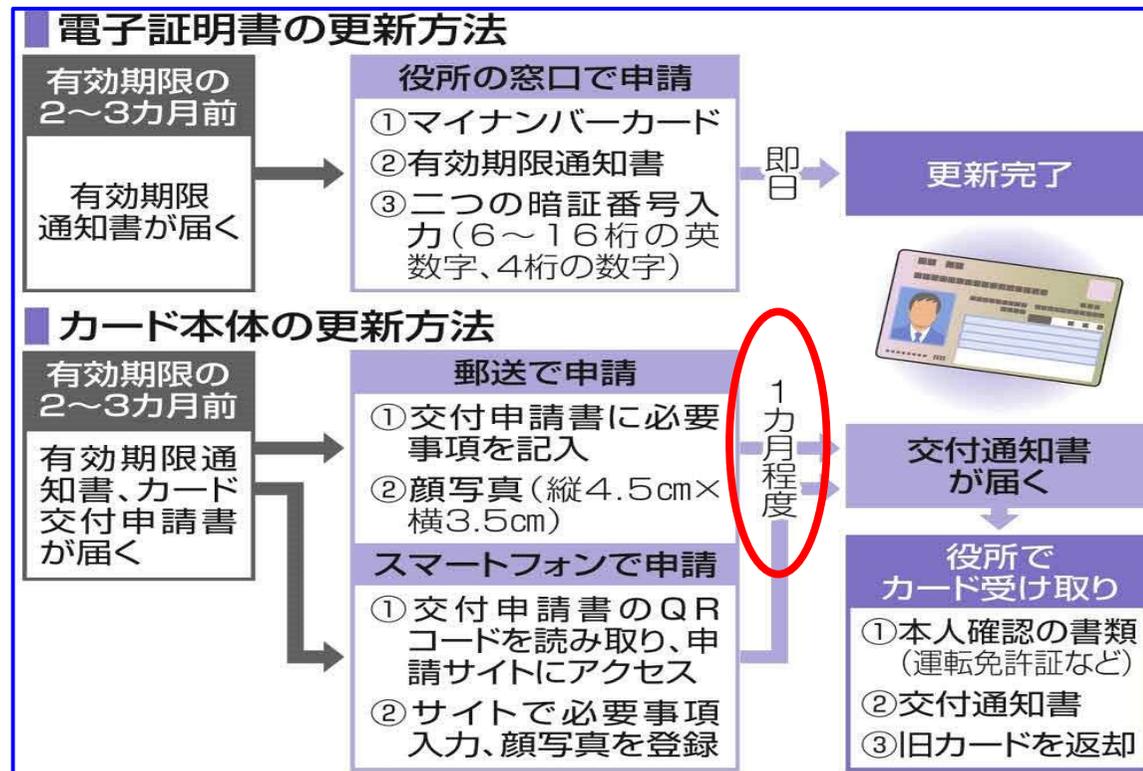
マイナ保険証をご利用の方におかれましては、その間の医療機関等での保険診療には資格確認書が必要になります。

(申請をもって小島健康保険組合にて発行)

昨今、マイナンバーカード(電子証明書含む)の有効期限切れによる資格確認書の発行が増加傾向にあり

各社ご担当者、健保事務局の工数増にも繋がっております。早めの更新手続きへのご協力をよろしくお願いいたします。

～更新の流れ～



※マイナンバーカード(電子証明書含む)の更新が完了し、利用できる状態になりましたら資格確認書はご返却が必要です。

【お問い合わせ】

小島健康保険組合 東(ヒガシ)

TEL 0565-32-8681

内線 208